

佐渡市立両津病院調剤薬局等施設整備・運営事業及び売店運営事業実施要領
令和5年9月5日 佐渡市立両津病院

1. 事業の趣旨

新病院の建設地周辺には保険調剤薬局(以下、調剤薬局という)がないことから、患者の利便性を確保するために、新病院の敷地内に調剤薬局を設置する。

また、患者をはじめとした病院利用者へのサービス向上及び、福利厚生の実現を図ることを目的とし、売店の運営事業者の公募を行う。

本要領は、「佐渡市立両津病院調剤薬局等施設整備・運営事業者兼売店運営事業事業者」の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1)事業名

佐渡市立両津病院調剤薬局等施設整備・運営事業及び売店運営事業

(2)事業内容

調剤薬局の開設、管理、運営及び院内売店の運営

調剤薬局 1店舗、院内売店 1店舗

(3)事業場所

【調剤薬局】

①所在地 新潟県佐渡市梅津2314番地1 佐渡市立両津病院敷地内

②地目 宅地

③地積 約100㎡

④土地所有者 佐渡市

⑤公法上の規制

ア 都市計画法(非線引き地域)

イ 建築基準法 建ぺい率:70% 容積率 :200%

【売店】

①所在地 新潟県佐渡市梅津2314番地1 佐渡市立両津病院内

②面積 約24㎡

3. 事業の内容及び諸条件

【共通】

(1)施設の営業開始時期

令和7年5月新病院開設(予定)に合わせて開始とする。

(2)貸付期間

貸付(契約)期間は、運営開始日の属する年度から10ヵ年度とする。ただし、再任を妨げるものではなく、佐渡市との協議により期間を延長する場合もある。

(3)業務委託

業務のすべてを委託することは禁止とする。ただし、本院と協議の上、本院が認める場合には、一部の業務の委託を認める場合もある。

【個別条件】

(1)調剤薬局

① 貸付条件

ア 市は、本件貸付地を借地借家法(平成3年法律第90条)第23条第2項に規定する事業用定期借地として貸付け、事業者はこれを借り受けるものとする。

イ 貸付地は、病院正面玄関の西側に位置する。詳細は資料「新佐渡市立両津病院基本設計書(抜粋)」を参照のこと。なお、貸付けに際しては、更地の状態で貸し付ける。

② 整備条件

ア 調剤薬局の開設に必要な施設整備等は全て事業者が行うものとする。

イ 建物は本院の構造、仕上材、前面建具など資料「新佐渡市立両津病院基本設計書(抜粋)」を参考に本院と同等程度の品質、デザインとし、調和のとれた建物とすること。

ウ 電気、水道、電話、下水道の引き込み工事を地中配管にて行うこと。

(下水道については、病院側下水道につなぐことも可とする。)

エ 病院との景観を考慮し、1階建てを推奨するが、2階建ての提案も可とする。

オ 本件貸付地周辺は、病院本体工事及び外構工事等が実施されるため、工事着手前に関係者と十分な打ち合わせを行うこと。

カ 薬局前の歩廊について、アーケード及び舗装は市で整備する。

③ 運営

ア 本院の外来診療に対応し、院外処方に応需することができる調剤機能を有すること。新築移転後の診療形態及び直近の患者数等は4のとおりである。

イ 営業時間は、プロポーザルの提案に基づき病院との協議により決定する。

ウ 薬局の運営に必要な人件費、電気、水道等の水道光熱費、物品等に係る費用等、その他運営全般に係る経費は、事業者の負担とする。

エ 薬局から排出される廃棄物等は、事業者の責任において処分すること。

④ 貸付料

ア 貸付料は年額27,000円を下限として、プロポーザルにおいて企画提案された額とする。ただし、経済事情等の変化に伴い、協議の上変更することができる。

イ 貸付料の支払いは、運営を開始した時点から行うものとし、毎年度、市が発行する納入通知書により、支払うものとする。なお、貸付期間が1年に満たない場合は月割計算とし、1月未満の日数がある時は、その日数は1月として計算する。

⑤ 貸付け完了後の措置

貸付期間満了後は、原則として原状に回復し市に返還するものとする。ただし、後任事業者が引き継ぐなど、市が特に承認した場合は、この限りではない。

(2) 売店

① 使用形態

売店部分については、行政財産目的外使用条例に基づき、貸し付けるものとする。

② 貸付状況及び整備条件

ア 市で内装仕上げまでの工事を行う。

イ 運営に必要な備品、什器等の設置は、事業者の負担で行うこと。

ウ 売店には電話及び水道設備の整備予定はないが、整備要望がある場合は、市と協議をすること。他の設備工事も追加整備要望があれば市と協議をすること。

③ 運営

ア 営業日及び営業時間

・営業日及び営業時間は、プロポーザルの提案に基づき病院との協議により決定する。

イ 基本条件

人員を配置しての、商品を陳列・販売することは必須とはしない。

④ 貸付料

貸付料は行政財産目的外使用条例に基づき徴収する(例：自動販売機1機あたり2,500円/年)

4. 佐渡市立両津病院の概要

(1) 診療科

常設科：内科、小児科、歯科口腔外科

非常設科：外科、整形外科、婦人科、耳鼻咽喉科、矯正歯科、リウマチ科

(2) 休診日

土曜日、日曜日及び国民の休日、年末31日～翌3日、院長の指定する2日(6月1日前後の「開院記念日」及び8月15日前後の「お盆休み」)

(3) 病床数 60床

(4) 外来患者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内科	28,994	28,010	26,505	28,445	28,439
小児科	14,272	12,456	8,885	10,192	10,820
その他科	15,114	15,620	14,269	13,745	14,225
計	58,380	56,086	49,659	52,382	53,514
うち時間外受診	3,003	2,411	1,179	1,461	2,028

(5) 院外処方箋発行枚数

(枚)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内科	16,129	15,653	14,143	14,226	14,302
小児科	9,929	8,429	5,379	7,225	6,659
その他科	5,550	6,203	5,869	5,948	6,177
計	31,608	30,285	25,391	27,399	27,138

(6) 特記事項

救急告示病院、へき地医療拠点病院、病院群輪番制病院

5. 参加資格

- (1) 本プロポーザルの公告日において、保険指定薬局を佐渡市内で運営している者、
あるいは、おおむね1年以内に、運営することが客観的に認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザルの公告日現在において、国または地方税の滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つものをいう。)の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 敷地内薬局の運営が可能な人員を継続的に配置でき、保険調剤業務を遂行できる事業者であること。

6. 実施要領等に対する質疑

公募要項等に対する質問がある場合は、次に従い質問書(様式4)にて提出すること。
電子メールを利用する場合は、様式4は不要とするが、事業者名と担当者名を明記すること。また、参加を予定していると認められない者の質疑は受け付けない。

(1) 提出先

〒952-0007

新潟県佐渡市浜田177-1

佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室

TEL: 0259-23-5111

FAX: 0259-23-3070

Email: 佐渡市立両津病院ホームページ「お問い合わせフォーム」

<https://www.city.sado.niigata.jp/site/ryotsu-hosp/>

(2) 提出期間

公告の日から令和5年9月20日(水)17:15まで

持参の場合、受付時間は土・日及び祝日を除く8:30～17:15まで。

(3) 提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールとする。

電話対応(担当:伊藤)もするが、「公募要領等に対する質問」となる内容については電話では回答せず、別途質問書の提出を求める。

また郵送の場合は期間内必着。

(4) 質疑に対する回答

令和5年9月22日(金)17:15までに両津病院ホームページ上にて

(<https://www.city.sado.niigata.jp/site/ryotsu-hosp/>)、質問者名を伏せて、適宜回答する。

7. 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明するため、次に従い必要書類を提出し、当院から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出先

〒952-0007

新潟県佐渡市浜田177-1

佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室

(2) 提出書類

①参加申請書(様式1)

②事務連絡担当者等届(様式2)

③佐渡市内で運営している店舗の実態が確認できるもの(様式任意)。

今後運営しようとしているものは、それを証するもの。

④登記簿謄本

(3) 受付期間

令和5年9月25日(月)から令和5年10月2日(月)17:15まで。

持参の場合、受付時間は土・日を除く8:30～17:15まで。

(4) 提出方法

書類は持参または郵送とする。また、郵送の場合は期間内必着。

(5) 参加資格確認審査結果の通知

審査結果は令和5年10月6日(金)までに、通知(投函)する。

(6) 参加資格確認申請後の辞退について

参加資格確認申請書等の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式3)を提出すること。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出先

7.(1)に同じ。

(2) 提出書類

企画提案書

(詳細は「佐渡市立両津病院調剤薬局施設整備・運営事業、売店運営事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照)

(3) 受付期間

令和5年10月27日(金)17:15まで。

持参の場合、受付時間は土・日及び祝日を除く8:30～17:15まで。

(4) 提出方法

7.(4)に同じ。

(5) 企画提案書の作成要領

別紙「提案書作成要領」に定める各評価項目に対する提案は必須とし、本実施要領ならびに「提案書作成要領」を満たす内容で提案すること。

(6) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出はできない。

(7) 参加者は1つの提案しか行うことはできない。

9. 現地説明会

現地説明会は実施しない。ただし、見学等については可能な限り対応するので、希望者は両津病院に事前連絡(様式任意、電話可)すること。

〒952-0007

新潟県佐渡市浜田177-1

佐渡市立両津病院 管理部 新病院整備室 担当:伊藤、金子、高本

TEL:0259-23-5111

FAX:0259-23-3070

Email:佐渡市立両津病院ホームページ「お問い合わせフォーム」

<https://www.city.sado.niigata.jp/site/ryotsu-hosp/>

10. 選定方法等

(1) 選定方法

事業者選定委員会において、提出された書類及び企画提案者によるプレゼンテーションを審査し、事業者ごとの集計点数及び評価を総合的に勘案し選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については、企画提案書等の提出以降に通知する。

(2) プレゼンテーション

① 日時・会場は、参加者に個別に連絡する。

② 出席者3名以内とする。

③ 1事業者あたりのプレゼンテーション時間は40分程度(20分以内のプレゼンテーション、20分程度の質疑)とする。ただし、質疑は延長する場合がある。

④ プレゼンテーションにおいて、プロジェクターの使用は可とするが、投影可能なものは企画提案書に記載されているもののみとする。

(3) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(4) 選定結果の通知

プレゼンテーション開催後速やかに全ての参加者に選定結果を通知する。

11. 契約締結

- (1) 第一優先交渉権者と契約内容について協議の上、契約を締結する。
- (2) 第一優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次順位優先交渉権者と交渉を行う。
- (3) 契約締結後においても、事業者の本要領における欠格事項、本手続きに係る不正又は重大な過失、虚偽記載等認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

12. 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、プロポーザルの参加資格確認及び提案内容審査以外に使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、佐渡市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (4) 提出された書類の著作権は、原則として提出者に帰属する。

13. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) やむを得ない事情により、本事業を中止または日程を変更することがある。

14. 本事業に関するスケジュール

- (1) 公告(募集開始)
令和5年9月5日(火)
- (2) 実施要領等に対する質疑受付期限
令和5年9月5日(火)～9月20日(水) 17:15まで
- (3) 質疑回答期限
令和5年9月22日(金)まで。適宜ホームページ上で回答。
- (4) 参加資格確認申請受付期間
令和5年9月25日(月)から令和5年10月2日(月)17:15まで。
- (5) 参加資格確認審査結果の通知
審査結果は令和5年10月6日(金)までに通知(投函)する
- (6) 提案書受付期間
令和5年10月27日(金)17:15まで。
- (7) プレゼンテーション実施日
令和5年11月第2週から第4週の間の日。
- (8) 選考結果通知
プレゼンテーション実施後速やかに。
- (9) 契約の締結
契約内容協議のうえ速やかに。